

# 他導入自治体の事例等を踏まえた 宿泊税の制度について

令和6年8月8日開催 第2回指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

※資料にあたっては、2024年1月18日開催の第2回熊本市宿泊税検討委員会資料を基に作成

# 目次 他導入自治体の事例等を踏まえた宿泊税の制度について

1	宿泊税を検討する上での課題整理	・・・ P1
2	宿泊税導入自治体の事例の整理（入湯税）	
	（1）入湯税の改正について	・・・ P2
	第1回検討委員会での主なご意見に対する参考資料（釧路市）	・・・ P3
	第1回検討委員会での主なご意見に対する参考資料（熱海市）	・・・ P4
3	宿泊税導入自治体の事例の整理（宿泊事業者（特別徴収義務者）の負担軽減）	
	（1）宿泊事業者（特別徴収義務者）に対する配慮について	・・・ P6
	（2）特別徴収義務者の事務負担の軽減について	・・・ P7
4	宿泊税導入自治体の事例の整理（その他）	
	（1）宿泊税の導入・運用における利点と課題について	・・・ P10
	（2）宿泊税導入による宿泊客数への影響について	・・・ P11
	（3）税率の設定について	・・・ P12
	（4）課税免除について	・・・ P13
	（5）長期滞在者や観光目的以外での来訪者について	・・・ P15

# 1 宿泊税を検討する上での課題整理

令和5年度において熊本市が宿泊税導入を検討するにあたり、既に宿泊税を導入している自治体（9団体）に、アンケート調査を実施している。このアンケート調査結果と本市の第1回検討委員会での主なご意見を踏まえ課題を次のとおり整理した。

## 2 宿泊税導入自治体の事例の整理（入湯税）

### （1）入湯税の改正について

第1回検討委員会での主なご意見に対する参考資料（釧路市）

第1回検討委員会での主なご意見に対する参考資料（熱海市）

## 3 宿泊税導入自治体の事例の整理（宿泊事業者（特別徴収義務者）の負担軽減）

### （1）宿泊事業者（特別徴収義務者）に対する配慮について

### （2）特別徴収義務者の事務負担の軽減について

## 4 宿泊税導入自治体の事例の整理（その他）

### （1）宿泊税の導入・運用における利点と課題について

### （2）宿泊税導入による宿泊客数への影響について

### （3）税率の設定について

### （4）課税免除について

### （5）長期滞在者や観光目的以外での来訪者について

## 2 宿泊税導入自治体の事例の整理（入湯税）

### (1) 入湯税の改正について (n = 6)

#### □改正した（1団体）

#### □検討した結果、改正しなかった（3団体）

- ・入湯税を廃止して宿泊税への一本化を検討したが、入湯税は本来課税すべきものとされているため、廃止は難しいという結論に至った（1団体）
- ・入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体等が異なる点、また入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、制度改正は行わないこととした（2団体）

#### □検討しなかった（2団体）

指宿市	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
<ul style="list-style-type: none"> <li>■宿泊料金が6,001円以上 …150円</li> <li>■宿泊料金が6,000円以下 …100円</li> <li>■宿泊を伴わない飲食および休憩その他これらに類する利用行為で入湯した場合 …100円</li> <li>■教員の引率のもとに、学校教育上の見地から行われる修学旅行等で入湯した場合 …20円</li> </ul> <p>R4 決算53百万円（市税収入の1.3%）</p>	<p>【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円</p> <p>【日帰りの入客】 1人1日につき …100円</p> <p>R4 決算159百万円 （市税収入の0.1%）</p>	<p>【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円</p> <p>【日帰りの入客】 1人1日につき …100円</p> <p>R4 決算62百万円 （市税収入の0.1%）</p>	<p>【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円</p> <p>【日帰りの入客】 1人1日につき …70円</p> <p>R4 決算36百万円 （町税収入の1%）</p>	<p>【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円</p> <p><b>※宿泊税導入前は、 150円</b></p> <p>【日帰りの入客】 1人1日につき …50円</p> <p>R4 決算45百万円 （市税収入の0.0%）</p>	<p>【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円</p> <p>【日帰りの入客】 1人1日につき …100円</p> <p>R4 決算15百万円 （市税収入の0.0%）</p>	<p>【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円</p> <p>【日帰りの入客】 1人1日につき …30円</p> <p>R4 決算47百万円 （市税収入の0.1%）</p>

# 第1回検討委員会での主なご意見に対する参考資料（釧路市） 3

## ◆入湯税超過課税とは

入湯税は、温泉を使った入浴施設での入浴行為に掛かる「**法定目的税**」です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興の費用に充てることが目的とされており、入湯税の額は、法律上、1人1日**150円が標準**とされていますが、市町村ごとに金額を定めることができます。

釧路市では平成27年4月から令和7年3月までの10年間、1人1日**150円**から**250円**に入湯税の税率を引き上げる「**超過課税**」を導入しています。ただし、**国際観光ホテル整備法**に基づく登録ホテル・登録旅館に**該当しない**施設は、変更前と同じ150円に軽減されます。

※国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館  
部屋の広さや設備等について一定以上の水準を満たし登録されたホテル・旅館です。  
現在、市内の鉱泉浴場では**阿寒湖温泉地区の一部の宿泊施設のみ**が該当しています。⇒**阿寒湖温泉地区でのみ課税**

## ◆入湯税の用途について

**入湯税の超過課税分**（税率250円の中の**100円分**）については、観光振興臨時基金に積み立て、対象宿泊施設が所在する地域の観光振興事業に活用しています。

→ つまり、**阿寒湖温泉地区の観光振興事業に活用**しています。

## ◆入湯税超過課税と宿泊税

※入湯税超過課税は、**阿寒湖温泉地区の観光振興のための財源**としているため、**令和7年4月以降も継続**する方向で別途検討しています。（税額については増額を検討）

※宿泊税は市全体の施設が対象となることから、市全体の観光振興に係る新たな財源として**入湯税超過課税は継続しながら、宿泊税の導入を検討**するものです。

17

## 本市検討委員会でのご意見（再掲）

都市部では宿泊税が多いが、阿寒湖温泉では、入湯税に超過課税を導入している。

## （参考）指宿市における

★入湯税特別徴収義務者数  
**33**

★旅館業許可施設  
**66**

入湯税  
（引上分 100円）

阿寒湖温泉地区の観光振興に活用

入湯税  
（150円分）

従来の目的どおり、市全体の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興に活用

# 第1回検討委員会での主なご意見に対する参考資料（熱海市）

4

## 静岡県熱海市「宿泊税」の新設

静岡県熱海市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付で同意することとしましたのでお知らせします。

新設される熱海市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	静岡県熱海市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の使途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	市内の宿泊施設への宿泊数
納税義務者	市内の宿泊施設への宿泊者
税率	1人1泊につき、200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約6億円
非課税事項	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他の学校行事に参加する者 ・公益上その他の事由により規則で定める者
徴税費用見込額	（平年度）29,509千円
課税を行う期間	条例施行後5年間

- ・令和6年 3月14日 熱海市議会にて条例案可決
- ・令和6年 3月14日 総務大臣協議
- ・令和6年 6月14日 総務大臣同意
- ・令和7年 4月 1日 条例施行（予定）

総務省HPから抜粋

熱海市のR4入湯税 3億5,900万円  
市税収入の3.6%



指宿市のR4入湯税 5,300万円  
市税収入の1.3%

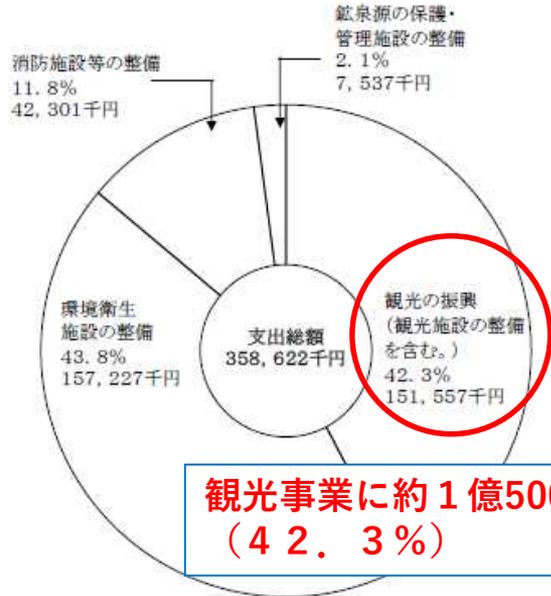
## 本市検討委員会でのご意見（再掲）

- 宿泊税については、都市部の導入が多いと思うが、温泉地では、入湯税が課されており、宿泊税を課すとすると、更にお客様の理解を得る必要があるのではないか。
- 入湯税と宿泊税の二重に税金を払うと思われるのでは。熱海市が温泉のまちで入湯税が課されており、今後宿泊税が課されるようである。

## 熱海市の入湯税使途（熱海市HPから抜粋）

令和4年度の入湯税とその使い途

課税人員 2,402,509人  
 入湯税収入額 358,622千円  
 （滞納繰越分を含む。）



**観光事業に約1億5000万円  
 (42.3%)**

## 指宿市の入湯税使途（第1回参考資料再掲）

**観光事業に約3700万円  
 (71.3%)**

【令和4年度入湯税の使途状況等に関する調査表より転用】

入湯税を充てた事業区分	事業費	該当事業の財源内訳					
		入湯税充当金額	事業費のうち入湯税充当率	入湯税総額に占める割合	一般財源	国県支出金	その他
環境衛生施設の整備 (ごみ処理・施設維持管理費等)	9,498	533	5.61%	1.01%	892		8,073
鉱泉浴場の保護管理施設							
消防施設等の整備 (消防自動車や消火栓の整備等)	58,506	7,078	12.10%	13.37%	11,839	5,486	34,103
観光施設の整備 (温泉施設の維持補修等)	203,614	13,036	6.40%	24.63%	21,804		168,774
観光振興事業 (観光客の誘致・宣伝活動事業費、イベント対策、観光振興事業費等)	99,893	24,728	24.75%	46.71%	41,355	3,460	30,350
<b>入湯税充当事業の小計</b>	<b>371,511</b>	<b>45,375</b>	<b>12.21%</b>	<b>85.71%</b>	<b>75,890</b>	<b>8,946</b>	<b>241,300</b>
基金事業 (観光振興基金への積立金)	7,564	7,563	99.99%	14.29%			1
<b>全体事業の合計</b>	<b>379,075</b>	<b>52,938</b>	<b>13.97%</b>	<b>100.00%</b>	<b>75,890</b>	<b>8,946</b>	<b>241,301</b>

# 3 宿泊税導入自治体の事例の整理 (宿泊事業者(特別徴収義務者)の負担軽減)

## (1) 民泊等小規模事業者に対する配慮について (n=9)

### □特別徴収に係る事務負担軽減のために配慮している事例があるか

- ・すべての自治体で、申告納入額が一定額を超えない事業者に対し、特別徴収の事務負担軽減措置として、「申告特例制度(※)」を設けている
- ・さらに、同一の特別徴収義務者が経営する宿泊施設について、一定の要件を満たす場合に合算申告を認めている自治体がある

(※) 申告特例制度…宿泊税の申告納入実績が一定の金額以下である等、規定の要件を満たす場合には、特別徴収義務者の事務負担軽減と効率化の観点から、申請により3か月分をまとめて申告納入する特例制度

### □従業員が常駐していない宿泊施設での徴収方法の事例

- ・(OTAサイト等による)事前決済の際に、宿泊料金と合わせて徴収
- ・施設内に設置した集金BOXにて回収
- ・券売機

# 3 宿泊税導入自治体の事例の整理 (宿泊事業者(特別徴収義務者)の負担軽減)

## (2) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

### □特別徴収交付金制度

すべての導入自治体で、特別徴収義務者の労務や金銭的な負担に対する報奨として、特別徴収交付金制度を設けている。

東京都	大阪府	京都市	金沢市
宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金
納入された金額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)  【交付上限額】100万円	①すべて納付期間内完納しているとき ・納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき ・納期内完納額2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき ・納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	納入された金額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)  【交付上限額】200万円	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円

倶知安町	福岡県・福岡市・北九州市	長崎市
宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税特別徴収事務交付金
①すべて納付期間内完納しているとき ・納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき ・納期内完納額2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき ・納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%, また福岡県, 福岡市, 北九州市の独自制度として, 交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い, かつ, 納期内納入した場合は, さらに0.5%を加算)  【交付上限額】200万円	納期内納入額の2.5%  【交付上限額】50万円

### 3 宿泊税導入自治体の事例の整理 (宿泊事業者(特別徴収義務者)の負担軽減)

#### (2) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

□システム整備費用への助成 (長崎市では、特別徴収交付金のほかシステム整備費に特化した助成制度を実施)

補助率制度名称	長崎市宿泊税システム整備費補助金
補助率・限度額	補助率：1/2 補助限度額：50万円
申請実績	39事業者/約200事業者
補助対象経費	<p>宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費</p> <p>【整備対象例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジシステム改修</li> <li>・ソフトウェア購入</li> <li>・PC, タブレット, プリンター, スキャナー及びそれらの複合機器</li> <li>・POSレジ, モバイルPOSレジ, 宿泊税用券売機</li> </ul>

□長崎市以外の自治体がシステム整備への助成制度を設けなかった理由 (n = 8, 複数回答)

- ・特別徴収の事務負担に対する交付金をシステム整備費用に充てることのできるため (8団体)
- ・当時はシステム化が一般的ではなかったため (1団体)
- ・事業者からの要望がなかったため (1団体)

### 3 宿泊税導入自治体の事例の整理 (宿泊事業者（特別徴収義務者）の負担軽減)

#### (2) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

- **事務負担の軽減に関する特別徴収義務者からの意見** (n=9, 複数回答)
  - ・ 特別徴収交付金の金額をあげてほしい (3 団体)
  - ・ 特別徴収交付金があり助かっている(2 団体)
  - ・ 制度導入後 5 年間の特別徴収交付金引き上げ措置を延長してほしい (1 団体)
  
- **特段意見はない (4 団体)**

### （1）宿泊税の導入・運用における課題と利点について

（n = 9, 複数回答）

#### □利点

- ・観光需要に対応するための安定的な財源が確保でき、より充実した観光振興施策の実施が可能となった（9団体）
- ・コロナ禍などの非常時に宿泊施設支援策に活用できる（1団体）

#### □課題

- ・特別徴収義務者に一定の事務負担が生じている（5団体）
- ・使途の明確化や検証が不十分（4団体）
- ・宿泊税に関する周知の不足（2団体）
- ・徴収事務が複雑でわかりにくい（1団体）※宿泊料金の算定方法（宿泊料金に含める付帯料金の範囲や税率計算）等
- ・宿泊事業者に金銭的負担が生じている（1団体）
- ・低価格帯の宿泊者の負担割合が大きい（1団体）
- ・課税免除の制度が複雑（1団体）
- ・一部の事業者から継続して反対の声が聞かれる（1団体）

### （2）宿泊税導入による宿泊客数への影響について (n = 9)

※導入前後における年間宿泊者数を比較した上で分析

□影響はなかった（4団体）

□わからない（5団体）

（主な理由）

- ・導入前後の期間が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた時期と重なり、影響の分析は困難
- ・宿泊者の数の増減に影響を与える要素は様々であり、宿泊税導入による影響を定量的に測定することは困難

### （3）税率（税額）の設定について （n = 6）

本市と同じ基礎自治体において検討された内容をまとめた。

#### □税率（税額）の設定にあたり考慮された点

- ・新たな観光振興施策を行うために必要となる規模の税収を確保できること
- ・先行自治体の例を踏まえ、納税者にとって過重な負担とならないこと
- ・宿泊事業者の事務負担軽減の観点から簡素な制度とすることが望ましいこと
- ・課税の公平性の観点から、宿泊料金（担税力）に応じた税率設定も考慮すべきこと

#### □上記を踏まえて設定された税率の傾向

- ・1人1泊当たりの基本税率（最低負担額）を200円とする自治体が多い
- ・宿泊料金（担税力）に見合った負担を求めるため、税率（税額）区分を設けている自治体が多い
- ・宿泊者は一様に一定程度の行政サービスを受しているため、応益性や公平性の観点から、免税点を設けていない

#### □現行の税率（税額）に課題があるか

- ・低価格帯の宿泊者の負担が大きいとの意見もあり、現在対応を検討中（1団体）

## (3) 税率（税額）の設定について

宿泊税導入基礎自治体の税率（税額）設定の状況

課税団体	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率 (税額)	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上5万円未満：500円 ③ 5万円以上：1,000円	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	① 宿泊料金の2%	① 2万円未満：150円 ② 2万円以上：450円	① 一律150円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県税として+50円を徴収</div>	① 1万円未満：100円 ② 1万円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上：500円
～1万円	200円	200円	200円 ※1万円の場合	150円	150円	100円
～1.5万円	200円	200円	300円 ※1.5万円の場合	150円	150円	200円
～2万円	200円	200円	400円 ※2万円の場合	150円	150円	200円
～5万円	500円	500円	1,000円 ※5万円の場合	450円	150円	500円
5万円～	1,000円	500円	1,600円 ※8万円の場合	450円	150円	500円

※福岡市と北九州市は、別途福岡県が50円の税額を設定

※基礎自治体ではすべて宿泊料金による免税点は設けていない

## （4）課税免除について (n = 9)

### □課税免除設定の検討にあたり考慮された点

- ・ 宿泊事業者の事務負担軽減のため、簡素な制度とすることが望ましいこと
- ・ 宿泊者は一定の行政サービスを享受していること
- ・ 修学旅行生や学校行事は教育活動の一環であり、公益性があること
- ・ 修学旅行生は将来にわたる観光客誘致につながるという見方ができること

### □上記を踏まえた各都市の課税免除設定の傾向

- ・ 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は旅行の形態に関わらず同等であること、宿泊事業者において免除対象者の確認作業で事務負担が増えること等を勘案し、免除措置を設けていない自治体が多い（6団体）

### □現行の制度に課題があるか

- ・ 修学旅行生やキャンプ場を課税免除の対象にできないかとの要望を受けている（1団体）
- ・ 課税免除の対象範囲が広く複雑な制度となっているため、見直し年に検証を行いたい（1団体）

※課税免除を設けている自治体の状況

団体	京都市	倶知安町	長崎市
課税免除対象者	修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等</li> <li>・ 倶知安町内で職場体験を行う生徒等</li> </ul>	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者

### （5）長期滞在者や観光目的以外での来訪者について (n = 9)

#### □配慮の必要性を検討した結果、一般観光客と同等の扱いとした（5団体）

- ・ 来訪の目的に関わらず、行政サービスの受益の程度は同等であるため（5団体）
- ・ 滞在の長短にかかわらず、その期間に応じた量の行政サービスを受けているため（1団体）
- ・ 目的や滞在期間によって取り扱いを変えることで制度が複雑になり、特別徴収義務者の負担も増えるため（1団体）
- ・ 修学旅行生やビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないよう配慮し、免税点（1人1泊1万円）を設けているため（1団体）

#### □検討しなかった（4団体）